

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 7 年 8 月 4 日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1. 委託業務の内容

- （1）業 務 名：令和 7 年度「交通×福祉・物流・観光」共創モデル実証業務
- （2）期 間：契約締結の日から令和 8 年 2 月 6 日まで
- （3）業務目的：本業務は、人口減少等を背景に、公共交通サービスの利用者や区間等が限られている地域において、交通と福祉・物流等、様々な分野が連携することにより、地域公共交通の持続可能性を高めることを目的とする。
- （4）業務内容：別添「仕様書」を参照。
- （5）契約限度額：31,581,000 円（消費税込み）

### 2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- （1）沖縄県内に本社を有する法人であること。  
応募は単独、共同企業体どちらも可とする。  
但し、単独、共同企業体の構成員の全てが県内に本社がある法人であること。
- （2）これまで、沖縄県内において、地方公共団体から、地域公共交通計画に関する調査、作成業務等を過去 5 年以内に受注した者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。  
（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴

対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 配置予定担当者等については、(2)に示す業務実績を有し、博士「工学」、技術士(総合技術監理部門・建設〔道路又は都市及び地方計画〕又は建設部門〔道路又は都市及び地方計画〕)もしくはRCCM(道路又は都市及び地方計画)の資格又はこれらに相当する実績を有する業務管理者及び担当者を配置(担当者は少なくとも1名配置)すること。

### 3. 企画提案書等の提出

- (1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和7年8月8日(金) 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 交通企画班 担当:石川 正人

電話 098-866-2045 F A X 098-866-2448

メールアドレス ishikama@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)、F A X又はメールにより提出

(F A X又はメールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和7年8月13日(水)までに交通政策課ホームページにて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告の日～令和7年8月15日(金) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

エ その他

詳細については、企画提案書等作成要領(別紙1)による

### 4. 審査について

- (1) 第1次審査

ア 企画提案者が多い場合、別紙1の評価基準に基づく事務局審査により3社程度を選定し、ヒアリング又は書面審査(第2次審査)を実施する。

イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

- (2) 第2次審査

企画提案書の内容について、ヒアリング又は書面審査を行う。

ア 実施場所

沖縄県庁内会議室

イ 実施予定日

令和7年8月25日（月）を予定

注）実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

ウ 出席者

配置予定の管理者及び担当者の中から3名以内。

（3）その他

ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ Web会議システム等を用いた遠隔説明は可能とする。その際、遠隔による説明者も出席者に含める。

## 5. 委託予定業者の選定

（1）委託予定業者の選定方法

企画提案事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

（2）委員会における評価基準

別紙1による。

（3）結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

（4）契約の締結

委員会で選定された委託予定業者（優先交渉者）と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案書を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案書提出者のみに通知する。

## 6. その他

（1）契約書作成の要否 要（契約書（案）を参照のこと）

（2）契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

（3）各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9：00～17：00とする。

（4）企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

（5）提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

（6）提出された企画提案書等については公表しない。

（7）契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本委託業務に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、

その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

- ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- エ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。